

別記第11号の2様式（第10条関係）

令和2年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

五振第498号  
令和3年1月17日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県球磨郡五木村甲2672-7  
五木村長 木下 丈二

令和2年7月2日付けエネ第115号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について熊本県電源立地地域対策交付金交付要項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。  
(2) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（令和2年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要 した経費	交付金充当額	備 考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	大滝自然森林公園遊歩道修繕工事	五木村	7,095,000	5,504,000	

（備考）事業が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表（令和2年度）

番号	措置名	交付金事業の名称
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	大滝自然森林公園遊歩道修繕工事
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		五木村
交付金事業実施場所		熊本県球磨郡五木村乙字上小鶴1574-2
交付金事業の概要	<p>大滝公園は、本村の上小鶴地区に建設されて自然に形成された滝を見ることができる観光ポイントとして整備・保全されてきた。</p> <p>現在では、フットパスのコースのひとつとして認定されており、登山やウォーキングを趣味とした観光客を中心に多くの方に訪れていただいている。</p> <p>本村としても現在の「歩く」という趣味が世界的に増加傾向の世情を考えると、この大滝公園を代表的な観光ポイントのひとつとして売り出していきたいが、近年コース内の遊歩道や手摺の経年劣化が目立ち、安全面が確保できていない施設を全面的にPRすることができない状況である。</p> <p>今年度に修繕を終わらせて来年度からフットパスに関して大きくPRすることで本村への観光客数増加の起爆剤となると考えられ、以上のことから早急な修繕工事が必要と考えている。</p>	
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標	<p><b>【主要政策・施策】</b>  ふるさと五木村づくり計画（令和2年度～令和2年度）</p> <p>1 ソフト事業  （1）観光・物産振興  ①観光振興  ・観光資源を活用した観光・交流の促進</p> <p><b>【目標】</b>  ・令和3年の観光客数を前年比103%とする。</p>	

事業開始年度	令和2年度		事業終了（予定）年度		令和2年度	
事業期間の設定理由						
交付金事業の成果目標 及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度 令和3年度	
	観光客数の 増加(R3)	観光客数	成果実績	人		
			目標値	人	集計期間中	
			達成度	%		
	評価年度の設定理由					
	事業完了後に評価することが可能					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
	評価に係る第三者機関等の活用の有無					
無						
交付金事業の活動指標 及び活動実績	活動指標			単位	令和2年度	年度
	大滝公園内遊歩道の修繕		活動実績	式		
			活動見込	式	1	
			達成度	%		

交付金事業の総事業費等	令和2年度	年度	年度	備考
総事業費	7,095,000			
交付金充当額	5,504,000			
うち文部科学省分				
うち経済産業省分	5,504,000			
交付金事業の契約の概要				
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額	
大滝自然森林公園遊歩道 修繕工事	指名入札			
交付金事業の担当課室	五木村ふるさと振興課			
交付金事業の評価課室	五木村ふるさと振興課			

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
  - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
  - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
  - (4) 交付金事業に係る都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
  - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
  - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に係る都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
  - (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。  
なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
  - (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。

- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。